介護予防保険利用料金

令和　8 年　10 月　1 日改定

介護予防保険訪問看護費	訪問看護Ⅰ2	30 分未満	451 単位/回
	訪問看護Ⅰ3	30 分～1 時間未満	794 単位/回
	訪問看護Ⅰ4	1 時間～1 時間 30 分未満	1090 単位/回
	1 時間 30 分以上の訪問看護を行う場合　※特別管理加算対象者		300 単位/日
	早朝・夜間・深夜加算※①	早朝（6：00～8：00） 夜間（18：00～22：00） 深夜（22：00～6：00）	＋25/100 単位/回 ＋25/100 単位/回 ＋50/100 単位/回
	複数名訪問加算（Ⅰ） （複数の看護師が同時に行う訪問看護）	30 分未満 利用者の身体的理由等により 1 人の看護師で訪問困難時	254 単位/回
		30 分以上 利用者の身体的理由等により 1 人の看護師で訪問困難時	402 単位/回
	複数名訪問加算（Ⅱ） （看護師・看護補助者が同時に行う訪問看護）	30 分未満 利用者の身体的理由等により 1 人の看護師で訪問困難時	201 単位/回
		30 分以上 利用者の身体的理由等により 1 人の看護師で訪問困難時	317 単位/回
	初回加算（Ⅰ）・退院日 初回加算（Ⅱ）・退院日翌日　以降	・初回訪問月 ・過去 2 か月間当事業者の利用がない場合 ・要介護から要支援に変更時	350 単位/月 300 単位/月
	特別管理加算（Ⅰ）	以下の状態にある者 □在宅麻薬等注射指導管理 □在宅腫瘍化学療法注射指導管理 □在宅強心剤持続投与指導管理 □在宅気管切開患者指導管理　　を受けている状態 □気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	500 単位/月
	特別管理加算（Ⅱ）	以下の状態にある者 □在宅自己腹膜灌流指導管理 □在宅血液透析指導管理 □在宅酸素療法指導管理 □在宅中心静脈栄養法療法指導管理 □在宅成分栄養経管栄養法指導管理 □在宅自己導尿指導管理 □在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 □在宅自己疼痛管理指導管理 □在宅肺高血圧症患者指導管理　　を受けている状態 □人工肛門、人口膀胱を設置している状態 □真皮を越える褥瘡の状態 □点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態	250 単位/月
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	一定の基準を満たした体制が整っている事業所への体制加算。	6 単位/回
	退院時共同指導加算	入院中（入所中）の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合	600 単位/回
	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上の訪問看護を実施しターミナル支援体制について説明後、ターミナルケアを行った場合	2500 単位/月
	緊急時訪問看護加算Ⅰ	24 時間対応体制加算	600 単位/月
	処遇改善加算	加算・減算加減した 1 か月の総単位数に 1.8%を乗じて算出、処遇向上の為の加算	1.8%/月
実費	エンゼルケア※②		10,000 円＋税

※　介護保険の患者様負担額は、地域ごとの 1 単位×単位数×負担割合（1～3 割）となります。

※①　同月 2 回目以降の緊急時訪問が行われた場合

※②　衛生材料使用時、別途料金を頂きます。